

諮問日：令和3年4月21日（令和3年度（最情）諮問第4号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第21号）

件名：国際会議への出席に際して提出したカントリーレポートの不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「国際会議への出席に際して提出したカントリーレポート（令和元年度分。ただし、日本語及び英語に限る。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所の令和2年度概算要求書11頁には「国際会議への出席に際しては、外国語の文献や資料を精査した上、我が国の現状、問題点、対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められる」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出は、「国際会議（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに開催されたもの。開催場所は、日本国内・国外を問わない。）への出席に際して、日本の裁判所の概況説明を主たる目的として作成し、提出した文書

（ただし、日本語及び英語に限る。）」と整理した。苦情申出人は、最高裁判所の令和2年度概算要求書11頁を根拠に文書が存在すると主張するが、当該記載は国際会議によっては出席の際にカントリーレポートの提出を求められることがあることから、例として挙げたものであり、必ずしも全ての国際会議においてカントリーレポートの提出が求められるものではなく、該当文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年4月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議
- ④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書については、「国際会議（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに開催されたもの。開催場所は、日本国内・国外を問わない。）への出席に際して、日本の裁判所の概況説明を主たる目的として作成し、提出した文書（ただし、日本語及び英語に限る。）」と整理したとのことである。本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について、上記のとおり整理したことは合理的である。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人が指摘する令和2年度概算要求書11頁の記載は、国際会議によっては出席の際にカントリーレポートの提出を求められることがあることから、例として挙げられたものであり、必ずしも全ての国際会議においてカントリーレポートの提出が求められるものではなく、開示申出に記載された期間について該当する文書は存在しないとのことである。この点について、当委員会庶務を通じ確認したところ、国際会議の出席に際し、国際機関から各種アンケートや質問が寄せられ、それ

に応じて回答書等，様々な文書が提出されることがあり，他方，全ての国際会議においてカンントリーレポートの提出が求められるものではないことが認められた。上記の確認結果を踏まえれば，上記整理に基づく該当文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか，最高裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子